

2021年10月8日

就実大学・就実短期大学・就実大学大学院 学生各位

### 対面授業開始のお知らせ

教務課

学長からの告知にありますように、本学の活動制限指針が10月11日から「レベル2」に引き下げられることとなりました。これに伴って10月18日（月曜）の授業から、B科目の対面授業を開始することといたします。これまでのオンライン授業へのご協力に感謝いたします。

現在岡山では新規感染者も少ない状況になっていますが、年末に向けて第6波が懸念される中で対策のゆるみによるリバウンドを防がねばなりません。学生の皆さんには、感染症対策に十分に留意しつつ対面授業に参加してください。

#### 【授業について】

10月18日からB科目は原則として対面授業となります。17日以前については、これまでどおりオンラインを基本とした授業に出席してください。なお、11日（月）からの週は移行期間とし、ゼミなどの少人数クラスの一部では対面授業を先行して実施する場合がありますので、授業担当者からの告知に注意してください。

なお味覚・嗅覚障害・咳・咽頭痛あるいは発熱に伴う頭痛・関節痛・下痢等のコロナの初期症状が疑われる症状がある場合にはB科目の対面授業に出席せず、以下に示す「風邪症状による公欠扱い」の手続きをおこなってください。

A科目については、原則として後期終了までオンデマンド型オンライン授業が継続されます。ただし、A科目の一部で対面での定期試験を実施する場合がありますので、これについても授業担当者からの告知に注意してください。

※A科目の一覧は本学ホームページのコロナ特設サイト、またはWebClassの「学生さんへのお知らせコース」に「2021年度後期 A科目一覧」として資料が掲載されていますので確認してください。また、該当科目はWebシラバス（授業計画書）の「授業形態」欄に「講義／オンデマンド」と記載されています。

#### 風邪症状による対面授業欠席について

・風邪症状があつて対面授業を欠席する場合は、まずその旨WebClass等で授業担当者に連絡してください。その後、本学ホームページのコロナ特設サイトから様式をダウンロードして印刷し、必要事項を記入して症状回復後速やかに欠席した授業ごとに授業担当者に提出してください。この手続きによって公欠扱いとなります。

## 注意事項

- ①できるかぎり授業当日に WebClass のメッセージ機能を使って授業担当者に「風邪症状による欠席」である旨を伝えるようにしてください。授業資料の配布等の配慮を早めに受けられる場合があります。
- ②風邪症状による欠席の場合には従来の「欠席届」は不要で、「風邪症状による欠席届（公欠扱い）」だけを提出すれば結構です。症状が回復したら速やかに授業担当者に提出してください。
- ③「風邪症状による欠席届（公欠扱い）」には、必要事項をすべて記入してください。内容に不備があると公欠相当の扱いを受けることができない場合があります。
- ④風邪症状が4日以上続く場合には必ず医師の診察を受けてください。それをせずに申し出のみで何週にもわたって公欠扱いが認められるわけではありません。「新型コロナウイルス感染症である可能性のある人」が登校することによって感染を広げるリスクを回避するための措置ですので、制度の趣旨に反する利用をしないようにしてください。
- ⑤科目によっては、「授業に代替する課題等が出されてこれを提出しないと公欠扱いにならない」「当日に第一報を WebClass のメッセージによって行うように義務付ける」といった個別のルールが運用される場合があります。授業担当者の指示に従ってください。

その他の公認欠席等については「履修要覧」を参照してください。

- ・新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者となった場合については、対応手順がホームページに示されていますので参照して指示に従ってください。

以上